

令和4年6月市議会定例会提出案件

提出案件 10件	議案 6件	予算案件 1件 条例案件 5件	報告案件 4件
----------	-------	--------------------	---------

I 予算案件

- 1 令和4年度会津若松市一般会計補正予算（第3号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市支所及び市民センター設置条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市農村環境改善施設条例の一部を改正する条例

III 報告案件

- 1 令和3年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 2 令和3年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 3 令和3年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 4 令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と個人住民税では異なる課税方式の選択が可能であるところ、当該課税方式を所得税における課税方式に一致させることとした。

イ 給与所得者が給与支払者に提出する扶養親族報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について、所得割が課されることとなる納税義務者と生計を一にする配偶者、扶養親族等が退職手当を有する場合には、その旨を記載し、申告させることとした。

ウ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）を適用する入居年を令和7年まで4年間延長するとともに、控除期間を令和20年度分まで延長することとした。また、当該延長に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として講じられた住宅借入金等特別控除の臨時特例を廃止することとした。

② 施行期日等

ア ①のイ及びウは令和5年1月1日から、①のアは令和6年1月1日から施行することとした。

イ 必要な経過措置を定めることとした。

(2) 固定資産税関係

① 改正内容

ア 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を4分の3から5分の4とすることとした。

イ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、条例で定める割合を4分の3とすることとした。

② 施行期日等

ア 公布の日から施行することとした。

イ 必要な経過措置を定めることとした。

(3) その他

① 改正内容

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による不動産登記法の一部改正に伴い、固定資産課税台帳又は同台帳の記載事項に係る証明書等について、DV等被害者の住所に代わる事項を記載することに関し、必要な条文の整理を行うこととした。

- ② 施行期日
令和6年4月1日から施行することとした。

- (4) 条文の整理
その他引用法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

2 会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

- (1) 改正内容
- ① 事業者が策定する整備計画について、県の認定を受けることができる期限を令和6年3月31日まで2年間延長することとした。
 - ② 事業者が課税免除又は不均一課税の対象となる特別償却設備を新增設できる期限を整備計画の認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までとすることとした。
- (2) 施行期日等
公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することとした。

3 会津若松市支所及び市民センター設置条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市湊市民センターの位置を変更するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市湊市民センターの位置を「会津若松市湊町大字共和字西田面 45 番地」とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 施行日以後の会津若松市湊市民センターにおける事業の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。

4 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

国民健康保険税（基礎課税分及び後期高齢者支援金分）の課税限度額を引き上げることとした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとした。
- ② 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

5 会津若松市農村環境改善施設条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市基幹集落センターへの指定管理者制度導入に当たり、公募によらず指定管理者候補者の選定を行うため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市農村環境改善施設の管理運営を行う指定管理者候補者について、公募によらず選定することができることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

Ⅲ 報告案件

1 令和3年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 令和3年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和3年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 令和3年度会津若松市下水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和3年度会津若松市下水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 令和3年度会津若松市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た一般被保険者保険税還付金について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。